バス運行総合システム（実績収集系）無線局再免許申請業務仕様書

１　件名

バス運行総合システム（実績収集系）無線局再免許申請業務

２　適用内容

バス運行総合システム（実績収集系）では、バスの運行実績を取得するため、各営業所・操車場に無線設備機器であるＥＴＣ路上通信機を設置している。

今般、一部の同無線設備機器の免許の有効期間が満了するため、電波法第１３条第１項（※１）に基づき、無線局再免許にかかわる申請業務を委託するものである。

※１　免許の有効期間は、免許の日から起算して五年を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。

３　履行期限

契約締結後から令和９年３月３１日まで

４　業務内容

バス運行総合システム（実績収集系）にかかわる無線局（※２）について、再免許申請に必要となる申請書類を作成し、同書類を近畿総合通信局へ提出すること。

なお、同通信局へ提出する書類については、事前に当局へ提出するものとし、当局の承認を得ること。

また、同通信局から受託者に再免許状が送達された場合は、直ちに当局へ提出すること。

※２　申請対象無線局については、別紙「無線局（ETC 路上通信機）一覧」（うち、烏丸営業所、山越操車場）のとおりとする。

５　納品場所

京都市交通局自動車部運輸課

６　納品物

近畿総合通信局へ提出した申請書類一式

７　法令遵守

電波法及び同法関係法令並びに近畿総合通信局の示す基準等を遵守し、再免許の交付を受けるために必要となる申請業務を確実に行うこと。

８　委託料の支払い

本業務は、当局による検査合格をもって完了とし、完了後の受託者の適正な請求に基づいて一括して委託料を支払うものとする。

９　その他

この仕様書に定めなき事項又は疑義が生じた場合は、その都度双方誠意を持って協議のうえ決定すること。